

熊本県浄化槽協会 第1次中長期計画

(令和7年度から令和16年度)

はじめに

目次

第1章 本計画について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間等
 - (1)計画期間
 - (2)見直し・改定

第2章 本協会の業務を巡る状況

- 1 公益法人改革について
- 2 行政等の動向
 - (1)行政の動き
 - (2)関係団体等の動き

第3章 浄化槽設置基数、検査基数等の状況

- 1 設置基数
- 2 法定検査基数・受検率
- 3 受検しない理由
- 4 不適正浄化槽の状況

第4章 主な取組状況、課題と取組目標

I 公益目的事業

- 1 法定検査事業
 - (1)信頼性確保
 - (2)計画的及び効果的な検査の推進
 - (3)検査目標基数・受検率
 - (4)7条検査
 - (5)11条検査
 - (6)不適正事案への改善支援
 - (7)検査手数料の受入れ
- 2 法定検査管理事業
 - (1)検査依頼の受入れ
 - (2)行政機関への月次報告、確認情報の提供

- (3)未収金対策
- (4)問い合わせ・苦情への対応
- (5)協会の法定検査精度管理システムの整備・運営
- (6)行政機関及び関係団体との連携
- 3 法定検査推進事業
 - (1)未受検者対策
 - (2)単独処理浄化槽からの転換の推進
 - (3)広報、浄化槽への理解普及
 - (4)支部が行う法定検査等の啓発
 - (5)技術講習会の開催
 - (6)調査研究の推進
- II 収益事業等
 - 1 浄化槽機能保証制度事業
 - 2 省エネ型浄化槽システム導入推進事業受付受託業務
- III 法人の管理運営に必要な業務等
 - 1 円滑な法人運営
 - (1)公益法人運営・目的事項の実施
 - (2)役員会・支部等の運営、会員関係
 - 2 計画に基づく業務運営
 - 3 危機管理
 - 4 事務局体制の整備
 - (1)目標達成に向けた体制整備 ～量から量と質の両立へ～
 - (2)効果的・効率的な業務の推進
 - (3)職員の質の向上(業務の質の向上)
 - (4)働き甲斐と魅力ある職場づくり
 - (5)人材難時代に対応する人材確保
 - (6)その他

第5章 計画の進行管理

- 1 進行管理
- 2 中間見直し・改定

第1章 本計画について

1 計画策定の趣旨

- ・本計画は、協会の業務全体について目指す姿や目標を定めるものです。各年度計画の上位計画です。
- ・各年度に達成状況と取組上の課題を明らかにし、対処を重ねることで、計画の実効性を高めていきます。

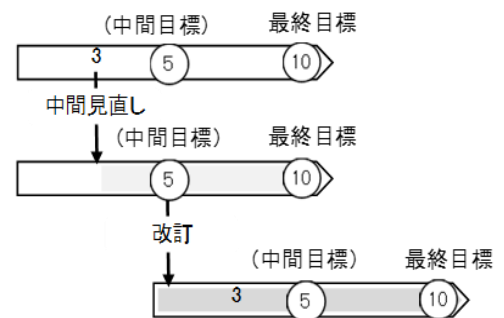
2 計画期間等

(1) 計画期間

- ・令和7年度から令和16年度までの10年間
- ・目標設定年度は令和16年度(令和11年度の中間目標も設定)

(2) 見直し・改定

- ・令和9年度(計画3年目)に中間見直しを行います。
- ・令和11年度(計画5年目)に改定を行います。
(改定時に計画期間を5年スライド)
- ・その後も、同様に見直しと改定を行います。



第2章 本協会の業務を巡る状況

1 公益法人改革について

- 民間が担う公益の活性化のため、次のとおり公益法人認定法が改正されました(令和7年4月1日施行)。
 - ①その経営判断で社会的課題への機動的な取組ができるよう財務規律の柔軟化・明確化
 - ②法人の透明性向上やガバナンス充実のため、理事・監事間の特別利害関係の排除、外部理事・監事の導入

2 行政等の動向

(1) 行政の動き

ア 国の動き

- 環境省は、R8年度を目標に「各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」(概成＝汚水処理人口普及率95%)を目指しています。
 - その上で、浄化槽に関して、主に以下の取組を推進するとしています。
 - ▷法定検査受検率向上に向けた取組 ▷単独処理浄化槽の転換の推進
 - ▷特定既存単独処理浄化槽への対応▷公共浄化槽及び民間活用の普及促進
 - ▷浄化槽システムの脱炭素化

- ▷浄化槽における強靱化対策の推進(浄化槽の災害対策▷長寿命化対策への支援)
- ▷浄化槽台帳システムの整備▷活用の促進、▷適切な維持管理の実施
- ▷協議会の推進(行政と関係団体等による協議の場)

○課題となっている特定既存単独処理浄化槽に関して、行政が命令等を発した後の対応を法定検査機関に委託することができるという内容を含む浄化槽法の改正が予定されています。

イ 県の動き

○生活排水全体(下水道、集落排水、浄化槽等)に関する計画である「くまもと生活排水処理構想 2021」に基づき、取組みを進めるとしています。

【構想概要】

- ・汚水処理人口普及率目標(R3は88%→R8に93%→R17に99%) R5末89.9%
- ・河川的环境基準目標(R3は100%達成→その維持)
- ・行動計画として、
 - ▷未整備区域における整備手法の見直し(その1つとして浄化槽区域の拡大)
 - ▷合併処理浄化槽への転換促進(特に特定既存単独処理浄化槽は、市町村と関係団体が連携し合併処理浄化槽への転換を強く働きかけ)
 - ▷公共浄化槽の整備促進、

【実現する姿】

	R2 現況		R8 中間目標	
	人口 (千人)	比率 (%)	人口 (千人)	比率 (%)
合併処理浄化槽	257.5	14.70%	277.4	16.51%
未処理人口 ・単独処理浄化槽 ・汲取り処理	208.2	11.88%	121.3	7.22%

- デジタル化対応のため、令和4年4月、設置届についてメール申請方式を導入しています(当分の間は、これまでの紙による届も可能)。今後、本格的なデジタル申請や、保守点検・清掃業者の管理情報を県浄化槽台帳に取り込むなど仕組みづくりを進める方針です。
- 改正浄化槽法(令和2年4月施行)で新たに規定された協議会が、令和6年4月、設置されました(当協会も参加)。台帳整備、法定検査受検率向上の2部会が設置され、行政と関係団体、当協会による各種課題の協議検討が始まりました。

ウ 保健所・市町村の動き

- 浄化槽に関して県から権限移譲を受けた市町村は、41市町村です。
非移譲の八代市、菊池市、阿蘇市、宇城市の4市では、県保健所が担当しています。
- 県内市町村組織されている熊本県浄化槽普及促進協議会は、本協会との共催で、浄化槽フォーラム(年1回)を開催するなどしています。

(2)関係団体等の動き

ア (一社)全国浄化槽団体連合会の動き

○浄化槽ビジョン 2024「浄化槽は、信頼ある総合的な水管理システムとして地域のくらしと環境を守り、未来につなげること」を策定している。その中で、現状の課題からビジョン実現に向けた目標と、それを達成する取り組みが示されており、法定検査は 2030 年に受検率 70%、長期的には 100%、の目標、単独から合併への転換は 2025 年度から 20 年間で 100 万基の目標が掲げられています。

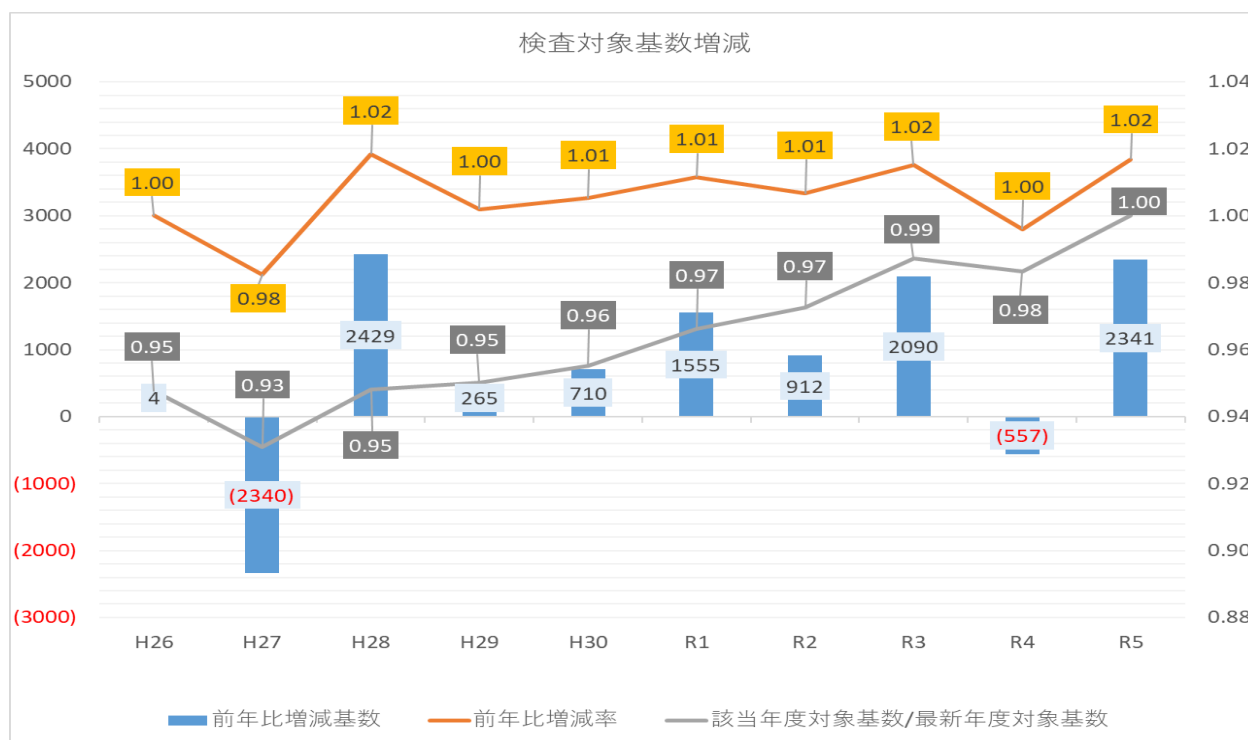
第3章 浄化槽設置基数、検査基数等の状況

※用語の説明

- 設置基数 : 熊本県浄化槽台帳管理システムと熊本市が台帳に登録している合計基数
 11 条検査対象基数 : 浄化槽協会が把握している 11 条検査対象となる基数(熊本市が把握している基数と協会が把握する基数が異なるため設置基数とは異なる。)
 検査訪問数 : 検査を行うために訪問した基数(検査実施、未実施含む)
 検査実施基数 : 浄化槽協会が法定検査を実施した基数(7 条、11 条)

1 設置基数

熊本県の浄化槽設置基数は 144,781 基(令和 6 年 3 月 31 日現在)である。10 年間で 8,655 基増加しました。単年度の基数の増減は平成 27 年度と令和 4 年度を除き増加しており、増加速度(当年度基数/前年度基数)は 1.00 から 1.02 の間で、微増の傾向を示しています。また、令和 5 年度を基準とした基数比も増加の傾向にあります。

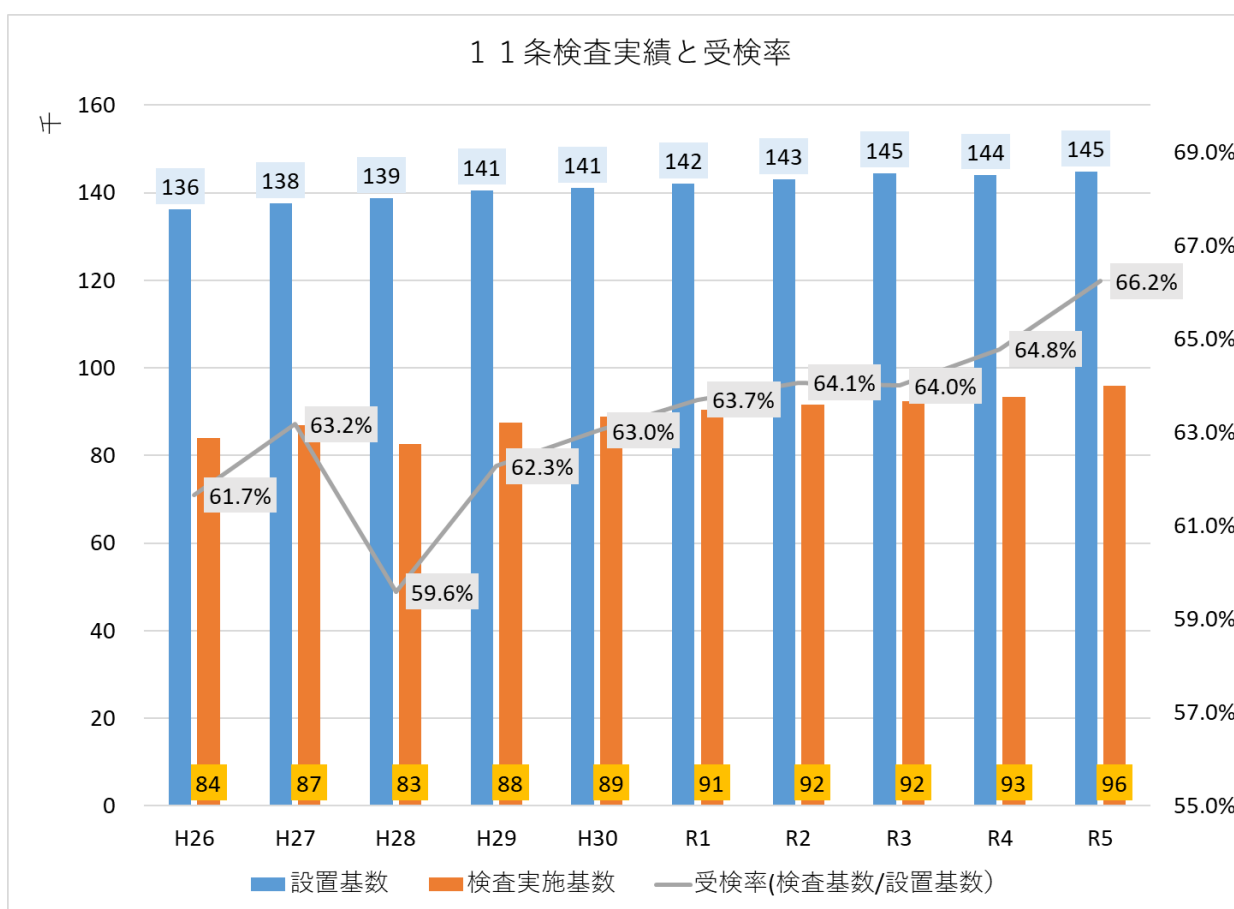
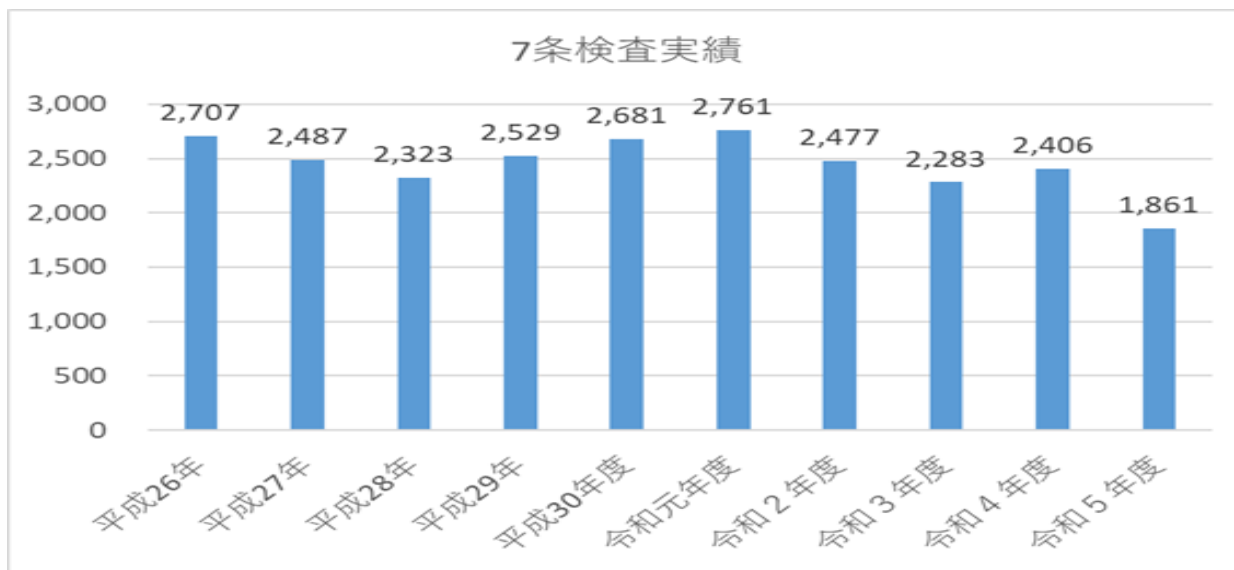


2 法定検査基数・受検率

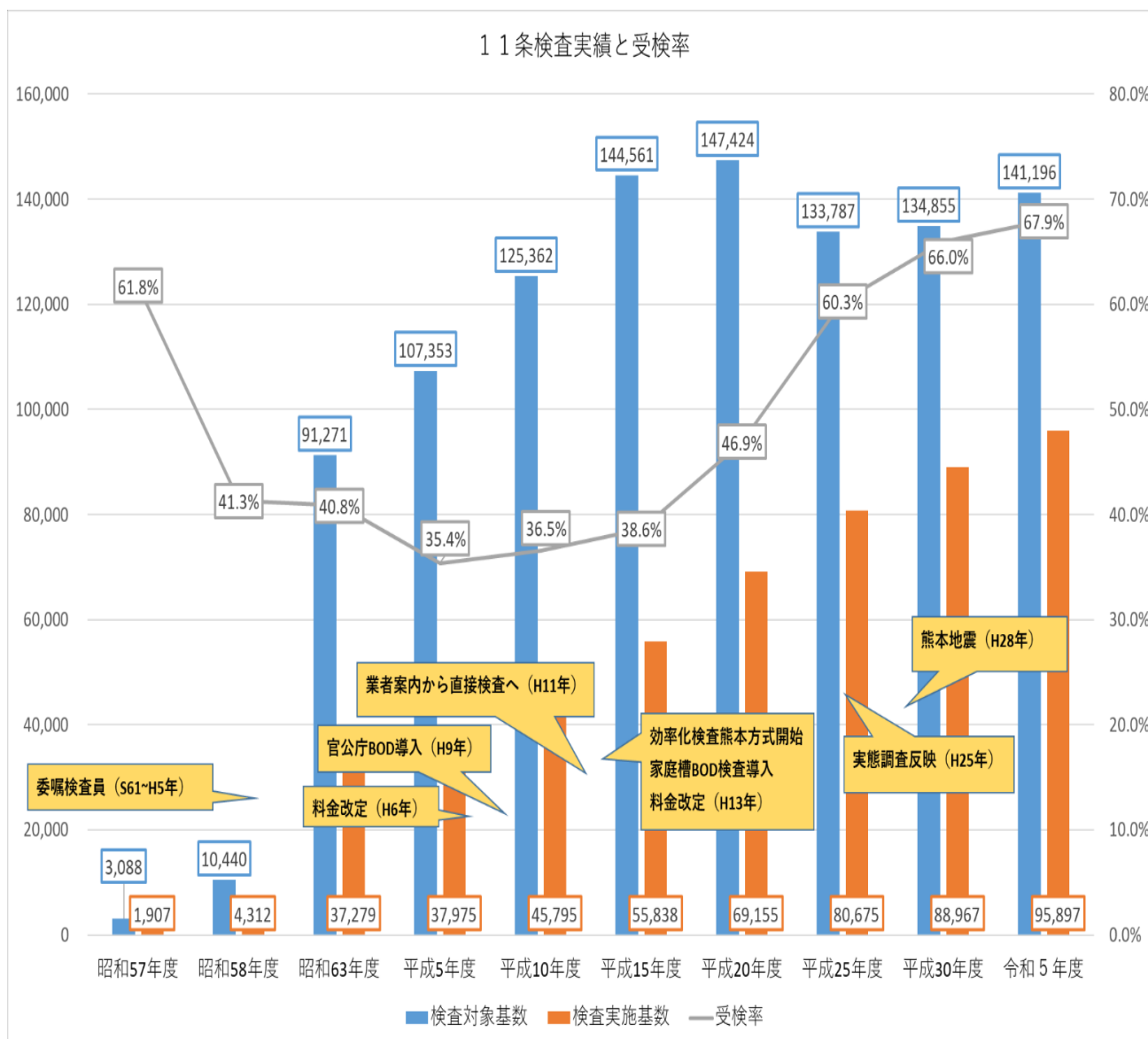
令和5年度の実施状況は7条検査1,861基、11条検査95,897基で11条検査の受検率は66.2%です。全国的平均は上回っていますが、頭打ち感があります。

7条検査及び11条検査の10年間の推移は以下の通りです。

《参考》



以下に、過去 40 年の 11 条検査の受検率の推移と主な取り組みを示します。



当協会は、昭和 57 年から浄化槽の検査を始め、委嘱検査員制度(S61～H5)の時代を経て、現在は協会事務局職員が検査を実施しています。平成 25 年に実態調査を行い行政との台帳データの共有につなげ、検査方式では H13 年から効率化検査、BOD 検査の導入を行い、現在に至っています。

3 受検しない理由

それまで受検していた浄化槽管理者が受検を断る理由で一番多いのは、「保守点検や清掃を実施している」という理由です。浄化槽管理者に法定検査について理解を得られていないことを示しています。

他には、経済的理由のほかに、「家には誰も住んでいない」や「売却して管理者が変わった」などがあります。

受検率に関しては、上記のほかに、使われなくなった浄化槽の廃止・休止届が提出されないケースに対する行政の指導が徹底されていないなどの理由があります。

4 不適正浄化槽の状況

(1) 7条検査

浄化槽の使用開始後に行う7条検査の時点で既に不適正と判定される浄化槽が、令和5年度は15件、0.8パーセントありました。無管理状態にあるものが多いですが、配管など設置工事に起因するものもその3割程度を占めています。

このことは、設置時点で浄化槽を管理することの必要性・大切さを理解されていない浄化槽管理者が一定数あることを示しています。

1) 浄化槽法定検査実施状況(令和5年4月～令和6年3月)							
	検査基数	判定結果内訳					
		適正		おおむね適正		不適正	
熊本県(合計)	1,861	1,358	73.0%	488	26.2%	15	0.8%

2) 不適正内訳				
理由	配管関係	無管理	消毒不良	合計
合計	5	8	2	15

(2) 11条検査

令和5年度は、受検基数 95,897 基のうち 6,510 基、6.8パーセントが不適正でした。

全国平均(令和4年度)の4.8パーセントを上回っており、少しでも減らしていく必要があります。

理由別には、無管理無清掃が大半を占めていますが、漏水状態にあるものが209基認められています。地域の水環境への悪影響を防ぐためにも早急な対応が望まれます。

1) 令和5年4月～令和6年3月

	受検基数	適正	おおむね適正	不適正
基数	95,897	73,635	15,752	6,510
割合	100%	76.8%	16.4%	6.8%

2) 不適正内訳											
理由	配管関係	槽上部状況	ばっき不足	槽内部等状況	漏水	人槽違い	消毒不良	無管理	無清掃	無管理・無清掃	合計
合計	92	3	11	8	209	1	443	245	4,942	556	6,510

第4章 主な取組状況、課題と取組目標

I 公益目的事業

1 法定検査事業

(1) 信頼性確保

法定検査の重要性から、指定検査機関においては、法定検査を巡る一連の業務が浄化槽管理者等に信頼される水準にあること、その中で、検査員が定められた手順に沿って検査を実施した結果や判定が検査員によってばらつくことなく適正な精度を保つことができること(法定検査の精度が管理された状態)が強く求められています。

これを受け、当協会は平成 24 年に検査の信頼性確保に係る規程を定め、同規程に基づいた法定検査業務の推進に努めています。具体的には、全検査員につき年 1 回以上抜き打ちで検査状況を確認し、内部監査として、法定検査結果書に転記ミスがないか、他の部署の職員が確認するなどです。

特に、重大事案が連続して発生した令和3年度末以降、作業エリアへの侵入防止策の実施、マンホールを確実に閉めることの確認、大型浄化槽の検査を 2 人体制とするなどの取組を実施しています。また、酸欠に関する講習を受講し、法律に則った形での検査徹底を進めています。特に令和 7 年度をコンプライアンス及び安全対策の重点取組期間として取り組みます。

また、精度管理は「検査員の研修を含めた法定検査の技能を直接的に向上させる手段」(国指針)と定義されており、検査員としての技能、知識、経験、モラル(規律遵守)を高める必要があります。検査員の能力を向上させ、判定のばらつきを無くし、結果書の品質向上を目指します。

法定検査業務に関する 【信頼性確保】

法定検査に関連する一連の「法定検査業務」に対する浄化槽管理者等の信頼を確保するために行う組織的・体系的な取組み(仕組みや手順、内部監査の方法等の明確化。検査事務や問い合わせ対応に関することなどを含む)

法定検査に関する 【精度管理】

検査員・分析職員が担う「法定検査」の精度が、ばらつかず、一定以上の水準であることを目的として行う組織的な取組み(手順や確認方法、教育方法等の明確化)

《信頼性確保》

課題	取組みの方向・目標
<p>①信頼性確保規程(及び手順書)の内容に、見直しが必要なものがあります。また、規程どおりに実施できていないものがあります。</p>	<p>①国が求める内容を踏まえ、当協会の特性に応じた改正を進め、結果を検証し、検査員が自主的に規定を遵守できるような体制づくりを目指します。また、実施状況を役員会等に報告していきます。</p> <p>☆中間目標(R11年度):規定内容の実施率 100%</p> <p>★長期目標(R16年度):規定内容の実施率 100%</p>

②職員のコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。	②毎年度コンプライアンスに関する研修を開催し、職員への浸透度合いを測り、必要な対策を講じます。
③安全な検査の実施に向け、さらに取り組みを進める必要があります。	③安全管理者を選任し、安全管理委員会を設置します。また、作業手順書をわかりやすく見直していきます。
④浄化槽管理者に法定検査の進め方等の重要事項を説明する機会・文書がありません。	④協会として、契約上の重要事項を説明する文書を作成し、周知します。また、検査結果の通知書が浄化槽管理者にわかりやすいものとなるよう改良を進めます。
⑤個々の検査員等の専門知識・技量の評価・把握ができていません。	⑤評価・把握する仕組みを構築し、個々の職員の状況に応じて、弱い部分を押し上げていきます。 ☆中間目標:評価・把握の仕組みが確立し、弱点を押し上げる仕組みが構築されている。 ★長期目標:全職員が各項目について一定のレベルにある。(従事3年目未満の職員を除く)
⑥検査員の全勤務時間は検査に振り向けられ、研修や管理職の業務管理、制度改善のための時間がなかなか確保できない状況です。	⑥検査員の勤務時間の配分の見直しや、検査の効率化、人員体制の見直しなどを進め、個別検査以外の時間を確保し、検査員と検査の質の向上を図ります。
⑦浄化槽管理者等の要望や苦情の全体を組織全体で把握・共有し、業務に生かしていく仕組みが十分ではありません。	⑦個別対応が必要でない意見も組織として把握できる仕組みを作り、業務に生かします。 ☆中間目標:仕組みがあり、業務に生かしている。 ★長期目標:意見や苦情等に関する規程を整備し、状況を公表している。

《精度管理》

課題	取組みの方向・目標
①精度管理を行っていますが、ルールを逸脱していないか最低限のチェックにとどまっています。	①ばらつき防止の視点から規定内の精度管理チェックシートの見直し、検査員の質の向上・均一化を目指します。 ☆中間目標(R11年度):見直し規定内容の実施率100% ★長期目標(R16年度):見直し規定内容の実施率100%
②検査員による現場検査での確認項目の確認・判定、総合判定における指摘事項等を均一化させる必要があります。	②検査員と精度管理実施者による同一の浄化槽の外観検査、事例問題の演習、討議を新たに実施します。 ☆中間目標:新たな取組みが実施されていること ★長期目標:検査員の判定が均一化されていること
③浄化槽の水質検査の平準化ができていません。測定機器の正しい使用方法や校正方法を周知する必要があります。	③検査員の透視度、pH測定のチェックを行い、統計をとり平準化を図ります。 ☆中間目標:1回/年の実施により、概ね平準化されている。 ★長期目標:2回/年の実施により、ばらつきがない。

④管理者からの問い合わせに
 答えられず、苦情となる事案が
 あります。

④全職員が年1回以上のロールプレイングの内部研修に
 参加し、心構えや対応技術を向上させます。

(2)計画的及び効果的な検査の推進

ア 検査方式

当協会の法定検査は、環境省との協議を踏まえ、平成 13 年以降は効率化検査方式によっ
 ています。具体的には、5 年に 1 回は外観検査(75 項目)、他の 4 回は効率化検査(15 項目)
 です。但し、前年度検査が不適正であった浄化槽は、外観検査を実施しています。

イ 検査計画

検査計画を策定する際、標準の“ものさし”として検査員1人当たりの1日の検査基数を設定
 しています。これは、検査準備、検査後の処理までに必要な時間を含めたものです。

[参考]現在の検査の標準モデル(検査員1人当たりの1日の検査基数(小型家庭槽の11条検査))

- ・現場地域への移動時間(往復) 2 時間
 - ・検査時間(浄化槽間の移動含む) [20分/1基] 5 時間
 - ・検査結果整理、検査準備等 [4分/1基] 1 時間
- } 計 8 時間

課題	取組みの方向・目標
①検査現場で紙媒体に記録し、帰社後システムに入力しているため、二重に時間がかかっている面があります。	①検査業務の効率化を図るため、検査現場での記録をタブレットで終えることができるよう検討を進めます。 ☆中間目標:タブレット化が実現し、効率化が実現している。デジタル化を支える人材が育っている。 ★長期目標:次のための改良点が整理されている。
②検査の標準モデルを設定した平成 17 年度以降、必要な作業内容が変わっています。また、タブレット導入に伴う変化も加味する必要があります。	②検査の効率化を進める一方で、検査員の検査に要する時間の実態把握を進め、九州の他の法定検査機関の状況も勘案しながら、法定検査の数と質の両立を図っていきます。
③一日の標準モデルとして設定している検査基数は、約 20 年前に設定されたもので、現在の実態とかけ離れたものになっています。	③全検査員の検査所要時間を把握、分析し、あらたな標準モデルの設定を行います。

(3)検査目標基数・受検率

ア 設置基数の推計

本県においても人口や世帯数は減少に転じていますが、現時点では浄化槽の設置基数は減少していません。今後の浄化槽を予想することは困難ですが、以下のとおり推計しました。

○ 令和 16 年度の設置基数 148.1 千基(令和 5 年度に比べ 3.3 千基、2.3 パーセントの増)

	R2(2020)	R5(2024)	R11(2029)	R16(2034)
設置基数(千基) ※県データ	142.9	144.8	146.8	148.1
熊本県人口(千人)	1738.3	170.3	1621.5	1558.4
熊本県世帯数(千)	703.1	737.4	684.4	667.6

※1 令和 6 年 10 月現在で、既に廃止されているが、廃止届の未提出で設置基数として数えられているものが 1,816 基、事実上休止されているが、休止届の未提出で検査対象基数として数えられているもの 4,469 基、休止届が提出されて検査対象外とされているもの 464 基あります。

※2 将来が見通しづらい状況であるからこそ、推計し目標を持つことが必要ともいえます。

【推計方法】 県浄化槽台帳管理システムの登録されている設置基数を基に、過去の廃止数の推移と 7 条検査の実施基数の推移から推計しました。また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来人口と世帯数の推計と全国の浄化槽設置基数の状況を参考としました。

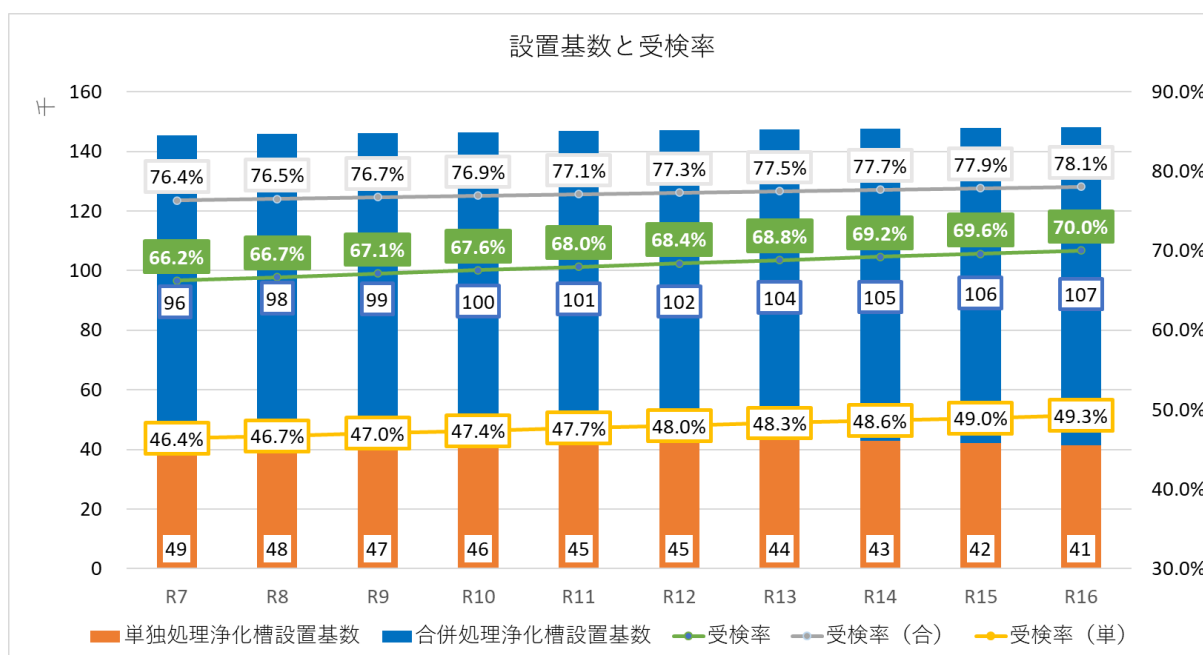
イ 受検基数・受検率の推計

平成 29 年度から令和 5 年度までの合併処理浄化槽、単独処理浄化槽それぞれの受検率の推移を集計し、分析した結果をアの推計設置基数にあてはめて、受検基数と受検率を次の通り推計しました。

○ 受検基数 103.7 千基(合 83.3、単 20.4(千基))(R5 年度 95.6、合 72.4、単 23.5(千基))

○ 受検率 70.0 パーセント(合併処理浄化槽 78.1 パーセント、単独処理浄化槽 49.3 パーセント)

※R5 年度比 ○受検基数 8.1 千基増 ○受検率 3.8 パーセント増



ウ 受検基数・受検率の目標値(11条検査)

上記の受検基数、受検率の推計は、主体となるべき行政や関係団体の今後の取組みがこれまでと同水準であることを前提とするものです。受検基数・受検率拡大の取組みは、全体として十分とは言えない状況にあります。

今後 10 年間で展望するにあたっては、本県における取組水準の向上に行政がより積極的に取り組み、本協会も積極的に寄与していくことを前提にし、本協会が取り組むべき課題を明確にすることによって、今後の努力していく業務の指標となることから目標値を設定します。

目標は上記の推計に各年度1パーセントの受検率向上を目指します。

○ 令和 16 年度の目標値

受検率 受検率(11条検査)が 80 パーセントを超える。

(令和 5 年度に比べ 14.1 パーセントの増)

(令和 16 年度推計値に比べ 10.0 パーセントの増)

検査基数 11.8 万基を超える。

(令和 5 年度に比べ 2.2 万基の増)

(令和 16 年度推計値に比べ、1.4 万基の増)

※廃止届、休止届の未提出を精査し、分母から除くことも受検率の向上の大切な要素です。

【今後の取組強化等に関する補足】

受検基数の拡大等は行政の権限に属する事項であり、協会は行政の取組みを支援・サポートする立場にあります。

この点、令和 6 年度に、県は浄化槽法が定める法定協議会を設け、受検率向上部会が設置されました。その中で、県を含む委員から、いずれかの時点で行政と関係団体が目標を共有して取り組みを強化する必要性が指摘されました。

本計画では、こうした流れを踏まえ、本計画に定める目標値が行政においても少なくとも認知され行政の取り組みを強化する起点となり、いずれかの時点で県、市町村、関係団体を含む共通の目標として設定され、協働した取り組みをけん引することを期待して、目標値を設定するものです。

【補足】受検率については、実際は廃止された状態の設置基数が浄化槽台帳上適正化されることも重要な取り組みの一つであり、検査基数の動きとは連動しない面もあるため、受検率と検査基数の両方で目標を設定することとしました。

ウ 目標基数達成に向けて

法定協議会における協議検討を通じて行政の取組強化を求め、協会としてできる支援や取り組みを強化していきます。

現在、行政と共同実施している主な取組みは、文書による受検勧奨、管理者宅への訪問(同行訪問)ですが、送付数や訪問数が少ないなどの課題があります。現在実施している取組みの強化とともに、新たな取組みを展開していく必要があります。

また、受検がない浄化槽の中には、使用されていないにもかかわらず廃止届や休止届が提出されていない浄化槽があることも受検率を引き下げる要因となっています。こうした状態の解消も重要です。

課題	取組みの方向・目標
① 約5万基が未受検状態にあり、地域の水環境への悪影響が懸念されます。	<p>①新たな対策の導入とともに、現在の対策についても、主体となる行政と協力し、未受検者対策の強化を図り、検査基数を増加させます。</p> <p>☆中間目標：・県内全域での文書勧奨を毎年実施 ・同行訪問を20市町村(保健所)で実施</p> <p>★長期目標：・県内全域での文書勧奨を毎年実施 ・同行訪問を全ての市町村(保健所)で実施</p> <p>(補足)いずれも、行政単独での実施を含む。</p>
② 使われていない浄化槽が浄化槽台帳上は使用中とされているケー	<p>②-1 協会が未使用であると確認した浄化槽については、行政と協力し台帳情報に反映させます。</p> <p>☆中間目標：協会確認を基に未使用とする仕組みが導入されている。</p> <p>★長期目標：使用実態と県台帳情報が常に一致している。</p>

<p>スがあります。</p>	<p>②-2 状況が不明である浄化槽について、行政と協力し、未受検者訪問を進めるなどして、状況を確定し、浄化槽台帳に反映させます。</p> <p>☆中間目標:実施方法を行政と合意している。</p> <p>★長期目標:状況不明であった浄化槽の状況が明確となり、浄化槽台帳に反映されている。</p>
----------------	---

(4)7条検査

ア 予測基数

設置届出基数は、過去10年間で2,707基/年から1,861基/年へ減少しています。本県人口・世帯が減少している状況からは、今後も減少していく可能性が高いと考えられます。

ただし、現在5万基弱残っている単独処理浄化槽の入れ替え需要は、検査基数を底支えする要因です。

	R2(2020)	R5(2024)	R11(2029)	R16(2034)
7条検査基数(基)	2,477	1,861	1,900	1,800

【推計方法】

平成25年度からR4年度間の推移を確認し、集計した結果を分析した減少率を加味して推計しました。

イ 適切な期間内での検査の実施

7条検査は、浄化槽の使用開始から3か月を経過してから5か月を経過しない期間内に実施する必要があります。

課題	取組みの方向・目標
<p>①浄化槽管理者の約40パーセントが使用開始報告書を提出しないため、電話や現場への訪問によって使用開始を確認し、検査を実施しています。</p>	<p>①使用開始報告書の提出が100%なされるよう行政へ働きかける。また、現在の電話等での確認方法について再検証します。</p> <p>☆中間目標:未提出が30パーセントを下回る。 現在の確認方法の是非について検討が終わる。</p> <p>★長期目標:使用開始報告書をデジタル化。未提出が10パーセント未満となる。</p>

(5)11条検査

11条検査は使用開始2年目以降の継続的な検査であり、法定検査の中核とも言える検査です。11条検査を巡る論点の多くは他の箇所でも取り上げていますので、ここでは、重複しない点を取り上げます。

課題	取組みの方向・目標
<p>① 水質検査依頼書が、浄化槽管理者が知らないまま提出されているケースがあることを踏まえ、水質検査依頼書(7条及び11条検査)の提出に加え、7条検査時に11条検査申込書の提出を求めているが、長短両面があります。</p> <p>② 検査員が直接浄化槽管理者とお会いする機会であるにもかかわらず、十分な時間をとって、浄化槽の状況や法定検査の意義等をご説明する機会として活用できていません。</p>	<p>①重ねて11条検査申込書の提出を求める方式が今後も適切か、検討を進めます。 ☆中間目標: 検討を踏まえた対策が実施されている。 ★長期目標: 実施効果を把握し、更なる対策の必要性の有無を整理できている。</p> <p>② 有効なツール(文書・写真)を用いて、浄化槽管理者の浄化槽への理解、受検の継続、近所の未受検者への働きかけへとつながるよう、機会の有効活用につなげていきます。</p>

(6)不適正事案への改善支援

法定検査で不適正と判定した浄化槽は権限を持つ行政へ報告していますが、改善がなされない事例があります。水環境の保全の観点からも早期の改善が必要であることから、行政と協力しながら改善に向けた取組みを進めています。

しかし、改善に向けた行政の取組みは低調であるため、これを支援する目的で、令和6年度から、7条検査については、行政に対し、検査結果書に加え、不適正改善のための参考情報を記載した書面に提供する取組みを始めました。

また、特定既存単独浄化槽に対する対応強化を内容とする浄化槽法改正が予定され、法定検査機関の役割も高まることが予想されています。

課題	取組みの方向・目標
<p>① 不適正浄化槽の改善取組みが不十分で、検査員の助言力も十分でない状況であります。</p> <p>② 行政による不適正改善のための取組みは十分に行われていない状況にあります。</p>	<p>① 研修や事例検討を行うなどして、不適正浄化槽の改善に向けた検査員の助言力の向上を図ります。</p> <p>② 7条検査に加え、11条検査での不適正事案についても、優先順位を付けた上で、行政が改善に向けた具体的な指導を行えるよう、支援を強化していきます。 ☆中間目標: 11条検査での不適正についても、助言書による解決支援を開始している。 ★長期目標: 発生頻度の多い事案類型について、行政が対応の仕方を理解している。</p>

(7)検査手数料の受入れ

ア 手数料の收受方法

7条検査の検査手数料は、事前振込方式を採っています(検査依頼書に支払証明書の写し

を添付)。

11 条検査では、検査実施時の「現金支払」、後日の「口座振り込み」「収納代行サービス」の3種類の払込方法を採用しています。「口座振り込み」は肥後銀行、熊本銀行の両銀行で使用できる払込票を、「収納代行サービス」はコンビニエンスストアと郵貯で使える払込票を送付しています。振込みのない場合は、再請求、再々請求を行い、支払いがあるまでは次回検査を延期しています。現場での現金払いが約3割となっていますが、それぞれの利用割合(令和5年度実績)、払込手数料は下表のとおりです。

令和5年度に入金された割合	現金	口座振り込み (銀行)	収納代行 コンビニ	収納代行 郵貯銀行
令和5年度検査(パーセント)	28.1	28.1	33.0	10.8
令和4年度以前検査(パーセント)	1.0	18.0	63.6	17.4
払込手数料(円)	0	0	125	85-135

課題	取組みの方向・目標
① 後日支払いと整理したケースで現金支払済みと主張されるケースが発生することがある。また、検査員によるミスが発生しないようにする必要があります。	① 支払いの有無・方式に関して事後に争いが生じないよう方策の検討と人為的ミスの防止強化を図ります。
② 管理者が2重に振り込み、返金をする事例が毎月発生し、浄化槽管理者名と異なる名前で振り込まれる事例も発生しています。	② 収納代行サービスの利用範囲を拡大し、払込票の統一を図ります。バーコード決済等の振り込み方法の種類を増やし、管理者の利便性の向上を図ります。 ☆ 中間目標: 収納代行サービスを拡大し、口座振込みの廃止検討を進め、実施します。また、バーコード決済の導入を進める。 ★ 長期目標: 収納代行サービスの利用範囲を拡大し、管理者の利便性向上のための新しい払い込み方法の検討を進める。

2 法定検査管理事業

(1) 検査依頼の受入れ

ア 7条及び11条検査依頼書

熊本市を除く市町村(保健所)では設置届に検査依頼書を添付するよう定められています。行政から複写紙または電子データの依頼書の提供を都度受けています。

熊本市では、月ごとに提供を受けています。なお、熊本市では、11条検査の依頼を「浄化槽管理者」「保守点検事業所」「清掃事業所」「浄化槽協会」の四者での一括契約として受け付けています。

課題	取組みの方向・目標
<p>① 7条・11条検査依頼書の入力作業を、職員が紙資料を基に行っています。</p>	<p>①7条検査や11条検査の依頼をオンライン化し、職員が手入力をしないで済むような仕組みの構築を県に求めていく。実現できない場合は、九州他県と同様に、県に委託料の支払いを求めていきます。</p> <p>☆中間目標：県に働きかけ、紙の申請と並行して「浄化槽法第7条・11条検査依頼書」「水質検査依頼書」のWEBでの申請を可能にする。</p> <p>★長期目標：県に働きかけ、紙の申請を廃止して「浄化槽法第7条・11条検査依頼書」「水質検査依頼書」のWEBでの申請のみとする。</p>

(2) 行政機関への月次報告、確認情報の提供

浄化槽法及び熊本県浄化槽取扱要項に基づき、毎月末に前月実施分の法定検査の実施結果を電子データで報告しています(月次報告)。

また、法定検査を拒否された浄化槽の情報と、検査の結果が不適正と判断された対象の結果書を、毎月末に電子データで報告しています(確認情報報告)。

課題	取組みの方向・目標
<p>①毎月データの取りまとめとメールの送信を45市町村(保健所)と県担当課へ行うため、業務量が多くなっています。</p>	<p>①協会システムの改修を行い、作業工程数を減らし、作業時間を半分にします。</p> <p>☆中間目標：協会システムの改修を行い、データの取りまとめを自動化する。</p> <p>★長期目標：同上</p>

(3) 未収金対策

ア 請求方法

後日支払いを選択した浄化槽管理者には、結果書の発送時に1回目の請求を行っています。支払いがなければ、4か月後、8か月後に郵送で請求を行い、翌年度は検査員が直接訪問し請求を行っています。翌々年度から3年間郵送での請求を継続し、5年間支払いがない場合は、雑損処理を行っています。

課題	取組みの方向・目標
<p>① 5年経過した未収金の雑損処理額を減らす必要があります。</p>	<p>①現場訪問の回数を増やすなどして、雑損処理金額の減少を目指します。(R5年度61万円。金額ベースで0.17%)</p> <p>☆中間目標：雑損処理を0.14%以下にする。(金額ベース)</p> <p>★長期目標：雑損処理を0.10%以下にする。(金額ベース)</p>

(4) 問い合わせ・苦情への対応

ア 問い合わせ・苦情

協会では、おおむね事務員が電話で1日200件程度、検査員が現場で150件程度の外部と対応を行っている。大きな苦情は組織で対応し記録を残しているが、その他の浄化槽管理者等の意見や要望等を整理把握し、業務に生かす仕組みはまだありません。

課題	取組みの方向・目標
① 問い合わせや苦情の取りまとめを行う規定等が整備されていません。	① 規定整備、システム改修を行い、問い合わせや苦情を効率的に収集・分析できるようにする。分析された結果を基に原因の除去に努めます。 ☆ 中間目標：規定を策定する。 ★ 長期目標：問い合わせや苦情の集約を行うため、協会システムの改修を行い、意見や苦情等の全体像を踏まえ、業務の改善が行われている。
② 問合せ・苦情の対応経験が職員全てに共有されておらず、協会全体の対応レベルの向上につなげられていません。	② 対応結果を集約、共有し、職員間で定期的に研修を行います。 ☆ 中間目標：電話対応を録音できるようにし、後に対応を検証できるようにする。また、職員研修を1年に複数回実施する。 ★ 長期目標：対応事例集を作成し、それを利用した職員研修を1年に複数回実施する。

(5) 熊本県台帳管理システムへの協力対応

ア 熊本県浄化槽台帳管理システム

熊本県台帳管理システムは協会が県の補助を利用し平成23年度に開発しましたが、令和2年の改正浄化槽法の施行により都道府県知事が作成すべきものとされました。

現在は、熊本市を除く県内の44市町村(保健所)の各種届出と法定検査結果を協会が情報の登録をしています。令和5年度は、法定検査結果97,758件と各種届出情報5,005件を登録・更新しました。

課題	取組みの方向・目標
① 各種届出情報の入力と確認等が協会の業務として残され、年間320時間程度を要し(R5年度)、負担となっています。	① 台帳入力は届を受け付けた行政が行うよう(デジタル化による自動入力を含む)、法定協議会で働きかけます。(引き続き協会が入力を受け持たなければならない場合は行政からの委託として位置付けられよう働きかけます。) ☆ 中間目標：浄化槽管理者によるデジタル申請情報が自動的に台帳に反映される仕組みとなっている。

② 環境省が示した基本検査の考え方に沿って、保守点検や清掃の記録を法定検査前に確認することができていません。

★長期目標：同上
 ②保守点検や清掃の記録を協会システムに取り込むことができるよう、法定協議会で働きかけます。
 ☆中間目標：台帳システムに登録されている点検・清掃情報を協会システムに取り込むことができ、法定検査項目の確認作業を効率化できている。
 ★長期目標：同上

(7) 行政機関及び関係団体との連携

本県独自の取組みとして、地域(保健所)別連絡会議を毎年実施し、また、市町村浄化槽普及促進協議会との共催で浄化槽フォーラムを開催しています。

今後とも、受検率の向上浄化槽台帳情報の適正化や受検率の向上・無管理浄化槽の解消、不適正状態にある浄化槽の改善等に向け、法定検査機関としての役割を自覚し、行政機関と関係団体との連携を更に密にし、協働していく必要があります。

課題	取組みの方向・目標
① 行政が抱える状況を共有し、各種対策を前進させる必要があります。	①市町村浄化槽普及促進協議会の活性化を働きかけ、会合・研修会での連携を強化することを目指します。 ☆中間目標：同協議会のブロック研修会がいくつかの地域で開かれ、協会等が参加し、共通課題への対応が前進する。 ★長期目標：同協議会のブロック研修会がすべての地域で開かれ、協会等が参加し、共通課題への対応が前進する。

3 法定検査推進事業

(1) 未受検者対策

ア 受検勧奨

未受検者への対応は、指導・助言、勧告、命令の権限を持つ行政が行う必要があります。

協会としては、法定検査機関として自ら取組みを行うとともに、権限者である行政の取組みを支援していく必要があります。現在は、行政と協力して各行政の封筒を用いて連名の受検勧奨文書の発送と、未受検者への行政との同行訪問を中心に実施しています。

課題	取組みの方向・目標
① 未受検者対策を実施できていない行政が2つあります。	①実施に向け働きかけを行い、可能な協力を行います。 ☆中間目標：全行政が何らかの未受検者対策を実施している。 ★長期目標：全行政の取組みが強化される傾向にある。

<p>② 文書勧奨は、毎年度未受検者の全てに働きかけができていません。</p>	<p>②まずは、数年で一巡するような計画の実施を働きかけ、後に未受検者の減少に合わせてサイクルを短くするよう働きかけます。 ☆中間目標：少なくとも5年に1回の頻度で受検勧奨が実施されている。 ★長期目標：毎年全ての未受検者に受検勧奨が実施されている。</p>
<p>③ 受検勧奨を受けて受検する浄化槽管理者の割合が減りつつある。また、未受検者が固定化していると推測されます。</p>	<p>③浄化槽管理者への直接説明する(行政との)同行訪問の拡大を行政へ働きかけます。また、新しい受検勧奨の手法を行政と一緒に検討します。 ☆中間目標：同行訪問指導を10市町村で実施する。 ★長期目標：同行訪問指導を20市町村で実施すること、また、新しい受検勧奨の手法で未受検者へ働きかける。</p>
<p>④ 県の浄化槽台帳に登録されていない浄化槽があります。</p>	<p>④ 悉皆調査を実施し、県の浄化槽台帳に登録されていない浄化槽を登録し受検勧奨を実施するよう、法定協議会で働きかけていきます。</p>

(2) 単独処理浄化槽からの転換の推進

ア 周知啓発

トイレ以外の生活雑排水をそのまま流してしまう単独処理浄化槽は、現在では設置することはできませんが、過去に設置されてものが県内では約5万基残っており、環境への影響、老朽化による破損が強く懸念されています。地域の水環境を守るためには、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が一日も早く行われることが重要です。

協会では、独自に助成制度を実施するほか、チラシの配布等による啓発を実施しています。

課題	取組みの方向・目標
<p>① 単独処理浄化槽の廃止件数が増加していません。</p>	<p>② 単独処理浄化槽は合併処理浄化槽に比べ環境負荷が格段に高いこと説明するパンフレットを作成し、検査員が検査現場で説明又は結果書に同封し、転換を強く促します。</p>

イ 特定既存単独処理浄化槽への対応等

令和2年の浄化槽法改正に伴い、都道府県知事は、既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れがあると認められるものを特定し(特定既存単独処理浄化槽)、除却その他必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告、命令ができることとされました。また、環境省から新しい指針が示される見通しがあり、浄化槽協会として積極的な関りが求められています。

なお、合併単独浄化槽についても、老朽化が進んでいるものもあり、本来であれば入れ替えが必要な状況にもかかわらず、行われていない浄化槽が増えています。

課題	取組みの方向・目標
① 特定既存単独処理浄化槽への対応力の強化が必要です。	① 法定検査機関に求められる役割を全うできるよう、検査員が自信を持って単独処理浄化槽の不適正結果を報告し、行政や関係者へ適切な説明を行えるよう、専門性を高めるための教育を強化します。
② 入れ替えが必要な浄化槽がそのまま使用されているケースが増えています。	② 浄化槽管理者へ丁寧な説明を行うとともに、維持管理費用の公的助成を行政へ働きかけ、その負担軽減を図ります。

(3) 広報、浄化槽への理解普及

ア 浄化槽協会の活動

協会の活動を公開し、信頼性を高めるために協会ホームページを運用し、機関誌を発行しているが、浄化槽管理者等だけでなく、協会会員に向けても、更に内容を充実させる必要がある。

イ 浄化槽への理解普及

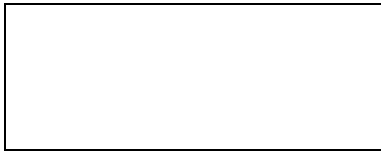
浄化槽への理解を深め、また、浄化槽の適切な使用の呼びかけるため、協会ホームページや環境イベント、講演活動、学童向けの環境学習(出前授業)を活用・実施しているが、他協会の取組みと比べても十分な水準にはない。

課題	取組みの方向・目標
① 浄化槽への理解、浄化槽協会の認知度を更に高めていく必要があります。	① SNS や YouTube やメディアなどを活用して情報の発信を積極的に行う。また、環境学習など出前講座の実施回数を増やします。 ☆ 中間目標: 啓発動画の作成を行い、協会ホームページで公開する。環境学習(出前講座)を各保健所管内で2か所以上ずつ実施する。 ★ 長期目標: SNS や YouTube で情報の発信を行う。環境学習(出前講座)を各保健所管内2か所以上ずつ実施する。

(4) 支部が行う法定検査等の啓発

各地域においては、一部の協会支部が主体となって環境フェアへの出店、機関紙・市町村広報誌等への掲載、清掃活動を実施しており、今後もその取組みを強化していく必要があります。

課題	取組みの方向・目標
① 周知啓発活動を実施する支部と、行わない支部がはっきりと分かれ広がりが少ないです。	① 啓発の大まかなメニューを定め、取り組みやすい内容から啓発を始めてもらい、全支部での啓発活動の実施を目指します。 ☆ 中間目標: 半数以上の支部で啓発活動が実施される。



★長期目標:全ての支部で啓発活動が実施される。啓発のメニューが豊富に揃い、支部での啓発活動が根付いた状態となる。

(5)技術講習会の開催

浄化槽に関する技術の習得と、関連情報の提供等を目的として、毎年度 1 回、環境省、県下水環境課及び建築課、各分野の専門家を講師に招いて開催している技術講習会は、これまで15回を数えます。毎回、会員及び行政担当者、一般受講者を併せて、約 200 名の参加があります(受講料は、会員及び行政担当者は無料、一般受講者は 3,000 円)。

なお、令和 3 年度から、当協会が実施する浄化槽技術講習会が、「熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」第 9 条第 5 項に規定する「浄化槽の保守点検の業務に関する研修」に指定されています。

課題	取組みの方向・目標
①回を重ねる毎に、演題の選定が難しくなっています。	①数年をサイクルとした演題のメニュー等を作成し、数年かけて講習内容を習得するような仕組みを検討します。 ☆中間目標:技術力向上に向けた演題の整理等を済ませ、必要なカリキュラムが選定されている。 ★長期目標:技術力向上に向けたメニュー及び実施サイクルが確立され、実施されている。
②遠隔地(天草、人吉等)からの参加者へ配慮して欲しい旨の意見があります。	② 受講対象者の受講が確実に確認できる仕組みの検討や、サテライトやオンデマンド講習の開催の可能性について県と共に検討を行います。

(6)調査研究の推進

十数年間研究調査活動は行えていない状況にありましたが、平成6年度から若干の研究調査を開始しました。今後は、研究成果を業務に生かし、会員に提供していくとともに、全国浄化槽技術研究集会等での発表を継続的に行い、水環境の保全に寄与していきます。

また、一部の調査研究は、会員事業所と連携し、日々の浄化槽の状態を調査し、適切な運転方法の検討や機器の安全な使用等を調査研究していきます。

課題	取組みの方向・目標
① 全国浄化槽技術研究集会をはじめ、検査員研修会などの外部での発表を十	①全国技術研究集会で毎年発表できるよう調査研究を進め、専門性を向上させます。 ☆中間目標: 3年に1回全国浄化槽技術研究集会で発表を行う。 協会内で調査研究が毎年行われる。

分に行えていません。	★長期目標：2年に1回全国浄化槽技術研究集会で発表を行くと、協会内で2本の調査研究が毎年行われる。
② 会員事業所と協力して調査研究が行えていません。	②会員事業所と協力し、水質の改善や安全な作業の検討を進めます。 ☆中間目標：2年に1回テーマをもって協力して調査研究を行う。 ★長期目標：毎年テーマをもって協力して調査研究を行う。

II 収益事業等

1 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽の機能異常が生じた際にその原因の特定が困難な場合等に、機能の正常化を図るために必要な措置を講じる制度(浄化槽機能保証制度)で、全国浄化槽団体連合会(全浄連)が実施主体となって運営しています。

当協会は、申請及び30万円以下の保証の実施及び保証申し立てに関する調査等に関する事務を行っています。なお、過去数年間、当該制度に基づく保証実績はありません。

課題	取組みの方向・目標
① 保証内容の充実等を図る必要があります。	② 保証内容が充実し、活用しやすい制度となるよう、実施主体の全浄連へ要望等を行い、規約等の改正を促します。
③ 保証申請数が減少しています。	①機能保証の制度周知のため、市町村に働き掛けを行い、保証申請数の新規設置数に占める割合の向上を目指します。(現状7割程度) ☆中間目標：協会施工業者を中心に保証制度の必要性を再周知する。施工の際に併せて保証申請を行ってもらえるよう依頼し、設置届出時の保証登録申請率が8割となる。 ★長期目標：全ての新設浄化槽で保証登録が申請されている。

2 省エネ型浄化槽システム導入推進事業受付受託業務

環境省が二酸化炭素排出量の削減のため令和4年度から令和8年度までの期間で(一社)全国浄化槽団体連合会を執行団体として補助事業を行っています。当協会は受け付け団体として委託を受け補助事業の一次審査を行っています。

課題	取組みの方向・目標
①環境省で18億円の事業額が予算化されているが、毎年完全執行されていない。熊本県でも交付決定額が2千万円程度にとどまっています。	①熊本県での交付決定額5千万円を目指し、対象となる浄化槽を管理している行政担当課への働きかけを強めます。 ☆中間目標：令和8年度に交付決定額5千万円を達成する。 ★長期目標：－

Ⅲ 法人の管理運営に必要な業務等

1 円滑な法人運営

(1) 公益法人運営・目的事項の実施

(2)

当協会は、民間の立場で公益に貢献する公益法人であり、熊本県知事が指定する本県唯一の浄化槽に関する法定検査機関です。この2点を法人運営の根本に据えながら、定款が定める浄化槽の法定検査の実施、浄化槽の普及、技術向上、調査研究、水環境保全活動への貢献などを実施し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上への寄与していく必要があります。

また、法人運営の効率化と適切な検査手数料の設定を通じて、財務面での安定を確保していくことが必要です。

主な取組みの状況・環境変化	課題
①改正公益法人法の施行(令和7年4月1日)により、外部理事・監事の導入が義務化されました。	①外部役員の参画を得るなど、公益法人改革への対応が必要です。
②法令又は定款が定める各取組みは、法定検査の実施数の確保が中心となっている面があり、職員の時間配分上、その他の事項は実施水準が低調になっているものがあります。(なお、正式決定を経て、環境に係る測定分析は現在行っていません)	②信頼性確保、単独浄化槽転換・受検率向上・不適正浄化槽への対応支援の取組み、行政・関係団体との連携、浄化槽の普及啓発、調査研究、知識・技術の向上、職員の育成等について、適切な水準で実施できるよう取組みを強化するとともに、実施できる体制を整えていく必要があります。
③約20年ぶりとなった法定検査手数料の改定(令和6年4月から)は、現在までのところ、改定を理由とする受検拒否や苦情はほとんどありません。	③令和6年4月からの法定検査手数料の改定の効果・影響を見極めながら、経営の安定に結び付け、その後の展望を持つことが大切です。
④協会運営のルールを定める諸規定に、古いままとなっているもの、運用が徹底されていないものが見受けられます。	④職員の業務の出発点であるとの意識を徹底するとともに、規程の新設・見直しや運用状況の確認ができる仕組みを導入していく必要があります。

(2) 役員会・支部等の運営、会員関係

配分権限に基づき当協会の業務運営を審議・決定する各役員会等が、その役割を発揮できるよう運営していく必要があります。

会員数が減少傾向にあることも踏まえ、会員であることのメリットが感じられるようにしていくことも大切です。特に施工関係の会員の減少が顕著であるため、技術講習会への参加など、協会活動が経営審査へ加点されるなど具体的なメリットの検討が必要と思われます。

啓発活動への支部活動に差があるため、支部が取り組みやすい活動内容などを提案し、公益法人の支部であることを踏まえ、全ての支部で何かの啓発活動等が実施されるよう取り組む必要があります。

主な取組みの状況・環境変化	取組方向・目標
<p>① 役員会等の円滑運営に努めていますが、会議資料のデジタル化を求める声をいただいています。まず、常務会で試行中です。 7 条委員会など長い間開催実績のない委員会があります。</p>	<p>① 役員の意見を踏まえつつ、会議資料のデジタル化などを進めていく必要があります。 また、長い間開催実績のない委員会については、廃止又は活性のための見直しを進めます。</p>
<p>② 協会ニュースは、会員にとって既知の内容が多い、タイムリーでない、などの課題があります。</p>	<p>③ 協会ニュースによる協会からの情報がタイムリーで有意義なものとなるよう、デジタル媒体の活用を含め、検討を進めます。</p>

2 計画に基づく業務運営

当協会の事業計画等の策定状況は、次のとおりです。

協会の業務全体に関する中長期的な目標を欠いている状態です。

- 中長期計画 本計画(令和 7 年度～16 年度)／協会運営・業務全体 [総会承認]
資産取得・改良資金計画(令和 5 年度～12 年度)／施設・設備取得[理事会承認]
- 単年度計画 事業計画 [総会承認] → 事業実績 [総会報告]
予算案 [理事会承認] → 決算書案 [総会報告]

課題	取組方向・目標
<p>① 協会の業務に関して公開された目標がなく、計画的な業務遂行が難しい状態です。</p>	<p>① 本計画に基づく進捗を明らかにし、問題点の把握・改善や計画の見直しにつなげます。そのために、事務局と各部署の業務目標や職員の目標管理をこの計画とリンクさせ、PDS サイクルを確立します。</p>

3 危機管理

協会は、近年では、平成 28 年の熊本地震で本部の事務所、自動分析装置等に直接被害を受け、令和 2 年豪雨災害では、熊本地震と同様に、被災地域の法定検査を実施できない状況が続きました。今後の災害等に備え、基本的な対応方針を定めておくことが望まれます。また、協会の業務に関する危機的事案の防止、発生した場合への対応についても、同様です。

また、酷暑が続く近年の夏への対応も図っていく必要があります。

[現在実施している事項]

- ・悪天候時等の法定検査の実施に関する基準の策定
- ・消防計画の策定、消防自衛隊の編成

課題	取組方向・目標
① 自然災害やインフラ途絶、業務上の危機に関する対応の基本方針がありません。本部は、嘉島町のハザードマップで 3～5m(50～150 年に 1 度)の地域であります。	①職員が様々な事象に対してどう行動すべきかを定めます。 ☆中間目標:BCP(事業継続計画)を定め、年1回以上の模擬訓練等を実施する。 ★長期目標:職員がBCPの内容を十分に理解し、行動できる。
② 悪天候時の法定検査の実施基準は、土石流発生を念頭においており、現実に想定される事象をカバーできていません。	② 発生し得る事象をカバーする検査の実施基準を定め、これに基づいて検査実施の可否等を判断していきます。

4 事務局体制の整備

(1)目標達成に向けた体制整備 ～量から量と質の両立へ～

これまで掲げてきた取組目標の多くは、職員の従事度合いを増やし、あるいは、取組強化のための人員増を図っていかなければ達成できないものです。

長らく当協会事務局は、法定検査を担当する法定検査部を例に挙げると、30 数名の検査員のうち部長を除く全ての職員が1日の業務量は全て検査従事として設計してきました。その他の職種でもせり出せる時間は多くは期待できない状況です。協会設立から 50 年を過ぎ、今後は、法定検査の量だけでなく、活動の質についても目を配り、両立させていくことが重要です。

この計画で掲げた目標の達成に向けては、今後、体制整備も含め所管する役員会に諮りながら実行に移していきます。

(2)効果的・効率的な業務の推進

ア 組織目標・目標管理による業務の推進

定款が定める協会の目的、本計画や各年度の事業計画等が着実に実施され、又は実施上の課題を明らかにしてクリアしていくためには、事務局内の各部署の組織目標と各職員の業務目標がリンクしていることが不可欠です。

課題	取組方向・目標
①本計画等と各部署の組織目標・職員の業務目標のリンクの度合いを強めるとともに、目標管理の定着を図る必要があります。	①組織目標・職員の業務目標の設定に当たって、本計画等の中の目標に関するものが記載することとします。 ☆中間目標:本計画等と組織目標・職員の業務目標とのリンク関係が明確になっている。 ★長期目標:同上
②漫然と横一列の評価とならないよう、職員の業績や能力の評価力を高めていく必要があります。	②組織の大括り化(①関連)を検討に併せ、管理職が管理のための時間がもてる組織づくりを進めます。また、併せて、検査業務を主としない副部長制の導入についても検討を進めます。 ☆中間目標:課題への整理・決定・対応が行われている。 ★長期目標:同上

イ 組織編制

環境変化に対応しつつ、効果的・効率的に業務を進めることのできる組織であることが必要です。なお、法定検査部は、法定検査部長以外のグループ長、課長、担当職員の勤務時間のほとんどは法定検査の実施に割り当てられています。

〔現在は、3部、6グループ、12課となっています。(職員数52名(令和6年9月末時点))〕

[事務局の組織(令和6年度)]

事務局長	
総務部	
総務財務グループ	総務財務課
企画管理部	
企画管理グループ	企画情報課 水質検査課 検査事務課
法定検査部	
第1グループ	有明・菊池担当課 御船・水俣担当課
第2グループ	山鹿・阿蘇担当課 熊本市担当課
第3グループ	宇城・人吉担当課 八代担当課
第4グループ	天草担当課

課題	取組方向・目標
①今後、再雇用職員の増加に対応した組織とする必要があります。	①再雇用職員の増加・上限年齢の動向など、職員の構成の変化予想を踏まえながら、組織を大括り化などを検討していきます。
②法定検査部のグループ長、課長には、担当部署の業務や組織を管理するための時間が与えられていません。	②組織の大括り化(①関連)を検討に併せ、管理職が管理のための時間がもてる組織づくりを進めます。また、併せて、検査業務を主としない副部長制の導入についても検討を進めます。
③3つの職種(事務職、分析職、検査職)の業務内容が固定化しているため、今後の職員構成等の変化に対応できない恐れがあります。	③正職員が相対的に減少しても業務が円滑に継続できるよう、また、協会の業務全体を視野においた管理職の育成につながるよう、職種の見直し、又は職種の流動化に関する検討を行います。

ウ 仕事の見える化

事務局全体の業務設計を行う上で、また、個々の職員が引継ぎや応援などを行う上で、各業務が属人化することなく、見える化されていることが必要です。

課題	取組方向・目標
<p>①各職員が行っている業務の多くが、属人化している傾向があります。</p> <p>このため、業務全体が見渡せない、担当替えに大きなロスが生じる、職員の高年齢化を踏まえた業務編制が支障を生じるなどの課題が生じています。また、事務職の業務では、1人の職員が欠けると業務がストップしかねないリスクを強める理由にもなっています。</p>	<p>①令和7年度までに初回の業務の棚卸を終え、課題に記載した事項の解決・解消に役立てます。また、時期を見て第2回を実施し、精度を高めます。また、主担当と副担当が適切に連携し、業務が途切れないようにします。</p> <p>☆中間目標:業務の棚卸を通じて、業務の内容、協会全体の業務フローが分かる資料が作成されている。</p> <p>★長期目標:業務内容等が文字化・図化され、様々な検討をスムーズに行うことができ、異動や応援にも大きな支障とはならない状態となっている。</p>

(3) 職員の質の向上(業務の質の向上)

当協会は、平成18年に職員研修規程、平成21年に職員教育基本方針を定め、目指すべき職員像を設定した上で体系的な育成、高い専門性の習得などを進めていくとしています。

また、特に検査員については、検査の精度管理(検査員によって検査結果がばらつかない)の観点からその検査知識・技能や判定能力、不適正事案の改善方法に関する知見を把握し、高めていくことが必要です。

[職員教育基本方針 第2 目指す職員像]

- 1 公益的業務を担う者として、高い倫理観、責任感をもった職員
- 2 自らの職責を自覚し、組織人としての職務を確実に果たす職員
- 3 必要な知識、能力を習得し、職務遂行に確実に生かす職員
- 4 問題意識を持って課題を解決するとともに、的確な現状認識のもと将来を見据えた企画立案ができる職員

課題	取組方向・目標
<p>① 長い間、体系的な研修はなく、専門分野の研修が不十分な状況です。将来の幹部職員や高水準の専門職が十分育っているとは言い難い状況です。</p>	<p>①令和7年度から体系的な研修を実施できるよう取組を進めます。</p> <p>☆中間目標:体系的・専門的な研修を実施している。</p> <p>★長期目標:研修テーマの一部に内部講師をできる職員がいる。</p>

(4) 働き甲斐と魅力ある職場づくり

高年齢者の継続雇用や働き方改革など国レベルでの雇用を巡る法制の動きに対応していく必要があります。実際上も、近年当協会においては、職員の高年齢化が進み、また、職員募集への応募がない、又はあっても最小数に留まる状況となっています。

高年齢者が経験や技量を発揮しながら活躍でき、また、近年の人材難を踏まえ新たな人材が選び取ってくれるような職場づくりと処遇を実現していくことが大切です。なお、職員給与の水準

については、令和5年度の改定作業の過程で4年に1回に水準の適正を確認することとされている検査手数料と同じタイミングで、是正の必要性の有無を確認することとします。

課題	取組方向・目標
① 社会環境や職員の希望を踏まえ、就業年齢や柔軟な勤務形態を可能とする業務配分等を具体的に検討する必要があります。	① 職員の定年や再雇用職員の上限年齢、勤務形態の在り方、業務配分等について、検討を進めます。
② 困難を増す職員の確保は、計画的な採用を行えておらず、例えば、新卒の就職戦線に参加できないなどの課題があります。	② 本計画等を通じて、今後の業務の内容・水準と必要な体制を明らかにし、計画的な採用を検討ができる状態とします。少なくとも就業上限年齢到達に伴う退職者補充は、退職の1年前に採用し、円滑な業務継承ができるよう努めます。

(5)人材難時代に対応する人材確保

近年、職員募集に対して応募がないなど、人材確保の困難の度合いが高まっています。

指定検査機関としての責務を果たしていくために、協会業務に対する職員の仕事のやりがいを高め、また、検査や業務の効率を高めながら、人材確保策を強化徹底して進めていきます。

課題	取組方向・目標
① 人材確保の困難度が高まっています。	① 職員の仕事のやりがいを高め、選ばれる職場を目指します。また、人材確保策を強化していきます。

(6)その他

事務局は本部(上益城郡嘉島町)と天草支所(天草市)の2か所体制ですが、天草支所の建物(賃貸)は職員数に比べて狭隘な上に老朽化が進んでいます。天草地域は、地理的条件等から本部とは別に拠点を設け、法定検査を実施することが効率的です。なお、本部との緊密な連携を図るためにもweb会議に対応できる設備等を充実させることも併せて検討する必要があります。

課題	取組方向・目標
① 天草支所の老朽化等を踏まえ、今後に向けた検討が必要な状況です。	① できるだけ早期に対応の方向をとりまとめ、その具体化を進めます。

第5章 計画の進行管理

1 進行管理

計画の進行管理を適切に行うため、事務局内に管理職等からなる中長期計画推進会議を設け、四半期ごとに、進捗状況や課題の把握、対応策を検討します。

また、理事会に、半期に1度、進捗状況を報告します。

2 中間見直し・改定

中間見直し(計画3年目)及び計画改定(計画5年目。目標年度を5年延長)に向けては、計画の進捗状況とその理由、目標等の見直しが必要となる事項等を整理し、反映していきます。